

## (別紙) 徳島県奨学金家計基準

世帯の総所得(※)から特別控除額(別表1)を引いた金額が、次の認定所得基準表に記載の金額以下になる場合です。

認定所得基準表 (単位:万円)

世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	256	320	372	420	477	540	605

(別表1) 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯であること	99万円				
2	就学者のいる世帯であること (申請者本人の控除も右表に準じて行う)	小 学 校	31万円			
		中 学 校 (中等教育学校前期課程)	46万円			
			自宅通学	自宅外通学		
		高 等 学 校 (中等教育学校後期課程)	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		高等専門学校 (1～3年次)	国・公立	39万円	69万円	
			私 立	88万円	118万円	
		高等専門学校 (4・5年次)	国・公立	43万円	72万円	
			私 立	87万円	116万円	
		大学・短大	国・公立	74万円	121万円	
私 立	133万円		180万円			
専 修 学 校	高等課程	国・公立	39万円	69万円		
		私 立	88万円	118万円		
	専門課程	国・公立	36万円	81万円		
		私 立	102万円	147万円		
3	障がい者のいる世帯であること	障がいのある人1人につき 99万円				
4	長期療養者のいる世帯であること	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のために特別に支出している年間金額 (ただし、71万円を限度とする)				
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常的な生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				